

人事行政の運営などの状況

◎職員の分限および懲戒処分等 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

処分内容		処分者数	処分手由
分限処分	免職	0人	—
	降任	0人	—
	休職	2人	心身の故障による長期休養
	降格	0人	—
	失職	0人	—
懲戒処分	免職	0人	—
	停職	0人	—
	減給	2人	指定速度違反、交通事故
	戒告	6人	指定速度違反、交通事故
	訓告など	23人	指定速度違反、交通事故、管理監督者責任、業務の不適切な処理

◎服務に関する義務

区分	内容	根拠法令
命令に従う義務	職員は、法令に従いつつ上司の職務命令に従わなければならない。	地方公務員法第32条
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、または職の不名誉になるような行為をしてはならない。	〃 第33条
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	〃 第34条
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	〃 第35条
政治行為の制限	職員は、政治活動などをしてはならない。	〃 第36条
争議行為などの禁止	職員は、ストライキなどをしてはならない。	〃 第37条
営利企業従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	〃 第38条

◎職員研修の状況 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

研修名	派遣者数	研修内容
派遣研修	10人	総務省、資源エネルギー庁、鹿児島県 ほか
専門研修	84人	行政の危機管理研修、政策法務研修 ほか
職務別研修	177人	管理監督者研修 ほか
特別研修	581人	管理監督者基準研修「人事評価制度研修」、接遇研修 ほか
合計	852人	

◎勤務評定の状況

評定期	評定の状況
毎年9月	平成19年度は未実施

◎公務災害の発生状況

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 鹿児島県支部	9件	右手舟状骨骨折、頸椎(けいつい)ねんざ、左母趾(ぼし)基節骨粉砕骨折、左肩関節脱臼骨折、第二腰椎(ようつう)圧迫骨折、左手・足熱傷(Ⅱ度)、左第5趾中足骨骨折、左浅指(せんし)屈筋腱断裂、左第3指挫傷など

*市町村合併後の災害発生分で、平成19年度中に公務災害の認定を受けたものに限る。

◎公平委員会業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	不利益処分に関する不服申立ての状況
該当なし	該当なし

◎職員の任免および職員数

区分	平成18年度末職員数 (平成19年3月31日)	平成19年度中			平成19年度末 職員数 (平成20年3月31日)
		採用者数	退職者数	国・県機関などへの 転出者	
行政職	1,015人	13人	40人	2人	986人
医療職	31人	2人	1人	0人	32人
消防職	146人	6人	7人	0人	145人
技能労務職	71人	0人	4人	0人	67人
合計	1,263人	21人	52人	2人	1,230人

◎職員の勤務時間

区分	標準の勤務時間など
勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 *国民の祝日および12月29日～1月3日を除く
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで *休憩時間を除く、実質勤務時間は8時間
1週間当たりの勤務時間	40時間(8時間×5日間)
年間総勤務時間	2,080時間(40時間×52週)

◎休暇制度 (取得実績は、平成19年1月1日から平成19年12月31日の期間)

休暇の種類	休暇日数など	取得実績
年次有給休暇	1年につき20日付与。前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰り越し	平均11.1日/人
夏季休暇	7月～9月までの間に3日	平均2.4日/人
産前休暇	妊娠した職員に対し、出産予定日まで最大8週間付与	15人取得
産後休暇	出産した職員に対し、出産日の翌日から8週間付与	20人取得
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合、2日以内の付与	9人取得
生後1年の育児休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳などを行う場合、1日2回、1回30分付与	3人取得
有給休暇	妊娠中または出産後1年以内の女性職員が、保健指導または健康審査を受ける場合	4人取得
結婚休暇	結婚する職員に対し、7日以内の付与	17人取得
配偶者出産休暇	配偶者の出産に対し、5日以内の付与	26人取得
男性職員の育児参加休暇	配偶者が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む)の養育のため、5日以内の付与	1人取得
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子の看護のため、1年に5日以内の付与	13人取得
父母・配偶者および子の祭日	各祭日ごとに1日	13人取得
忌引休暇	職員が葬儀、服喪のほか、親族の死亡に伴う行事などに対し、親族の区分により1日～10日までの付与	189人取得
病欠休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合、180日以内	141人取得
介護休暇	負傷または疾病などにより、2週間以上にわたり介護をしなければならない職員に対し、6カ月以内の必要な期間	2人取得
組合休暇	職員組合活動に従事する場合に、30日以内の付与	3人取得